

## < 専用容器変更のお知らせ >

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、下記の項目におきまして検体採取容器(専用容器)の変更をすることとなりましたので、ご案内申し上げます。

誠に勝手ではございますが、弊社事情をご賢察のうえご了承の程お願い申し上げます。

敬具

変更日 : 平成22年9月より、現行品の在庫無くなり次第。

変更理由: 現行品の販売中止のため。

項目コード	項目名	変更箇所	新		旧		検査案内 記載頁
			採便容器 全体図	採便棒 先端部	採便容器 全体図	採便棒 先端部	
4541	便中ヘリコバクター・ ピロリ抗原	容器形状					92 . 161

(採便棒) ○ 糞便最終部分の先端構造を縦溝から横溝の形状としました。

○ 採取後の糞便の保持能が向上し、多様な性状の糞便においても正確に採取可能となりました。

(採便容器) ○ 巻きねじを減らすことで、挿入時に少ない回転数で差し込みが完了する構造としました。

(備考) ○ ピロリ菌感染診断の算定ルールの一部が変更されておりますので「別紙」にてご確認下さい。

# ピロリ菌感染診断の算定ルールを一部変更

平成22年6月18日、厚生労働省より

「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」(平成12年10月31日保険発第180号)の一部改訂通知が発出されました。

- ① 適応疾患が追加されました。
- ② 組み合わせは限定されますが、異なる2法での同時検査を算定することが出来るようになりました。

## ■ 厚生労働省公示 保医発0618第1号 ■

以下は適応追加疾患と検査に関する算定に関して

●適応日 : 平成22年6月18日より

●対象患者 : ①内視鏡検査又は造影検査において胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の確定診断がなされた患 追加

追加 ②胃MALTリンパ腫の患者

追加 ③特発性血小板減少性紫斑病の患者

④早期胃癌に対する内視鏡的治療後の患者

●診断 : ■除菌前の感染診断■

(1)次の6項目の検査法のうちいずれかの方法を実施した場合に1項目のみ算定できる。検査の結果、ヘリコバクター・ピロリ陰性となった患者に対して、異なる検査法により再度検査を実施した場合に限り、さらに1項目に限り算定できる。

①迅速ウレアーゼ試験 ②鏡検法 ③培養法 … 侵襲的検査法

④抗体測定 ⑤尿素呼気試験 ⑥糞便中抗原測定 … 非侵襲的検査法

追加 (2)以下の検査を同時に実施した場合にあっては、主たる2つの所定点数を初回実施に限り算定できる

追加 組合せパターン1: ①迅速ウレアーゼ試験 + ②鏡検法

追加 組合せパターン2: ④抗体測定 + ⑤尿素呼気試験

追加 組合せパターン3: ④抗体測定 + ⑥糞便中抗原測定

組合せパターン4: ⑤尿素呼気試験 + ⑥糞便中抗原測定

■除菌後の感染診断■

(1)除菌終了後4週間以上経過した患者に対し、6項目の検査法のうちいずれかの方法を実施した場合に1項目のみ算定できる。検査の結果、ヘリコバクター・ピロリ陰性となった患者に対して、異なる検査法により再度検査を実施した場合に限り、さらに1項目に限り算定できる。

追加 (2)以下の検査を同時に実施した場合にあっては、主たる2つの所定点数を初回実施に限り算定できる

追加 組合せパターン1: ④抗体測定 + ⑤尿素呼気試験

追加 組合せパターン2: ④抗体測定 + ⑥糞便中抗原測定

組合せパターン3: ⑤尿素呼気試験 + ⑥糞便中抗原測定

# ヘリコバクター・ピロリ 感染診断および治療の手順 (保険診療)

保医発0618第1号 H22.6.18 「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」

*H. pylori* 感染の疑いがある患者で、

- ・内視鏡検査又は造影検査において、胃潰瘍又は、十二指腸潰瘍の確定診断がなされた患者
- ・胃MALTリンパ腫の患者
- ・特発性血小板減少性紫斑病の患者
- ・早期胃癌に対する内視鏡的治療後の患者



## 除菌前の感染診断

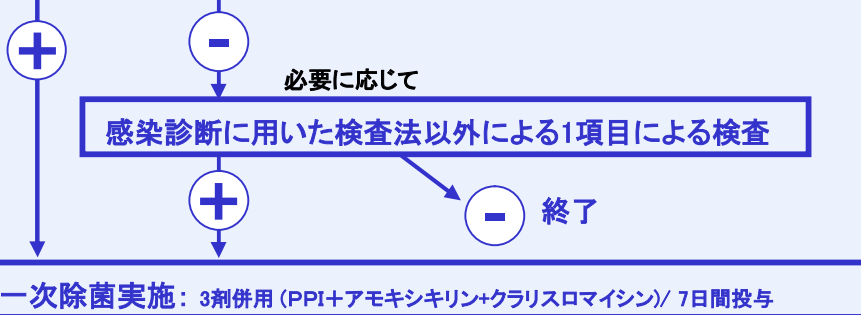
6法(①迅速ウレアーゼ試験法、②鏡検法、③培養法、④抗体測定、⑤尿素呼気試験法(UBT)、⑥糞便中抗原検出法)の検査法から1法で診断。ただし、以下の組み合わせで検査実施に限り2つを算定可能

①と②: ①迅速ウレアーゼ試験 + ②鏡検法

④と⑤: ④抗体測定 + ⑤尿素呼気試験法(UBT)

④と⑥: ④抗体測定 + ⑥糞便中抗原検出法

⑤と⑥: ⑤尿素呼気試験法(UBT) + ⑥糞便中抗原検出法



## 除菌後の感染診断

・除菌終了後4週間以上経過

・6法(上記①~⑥)の検査方法から1法を選択 もしくは、

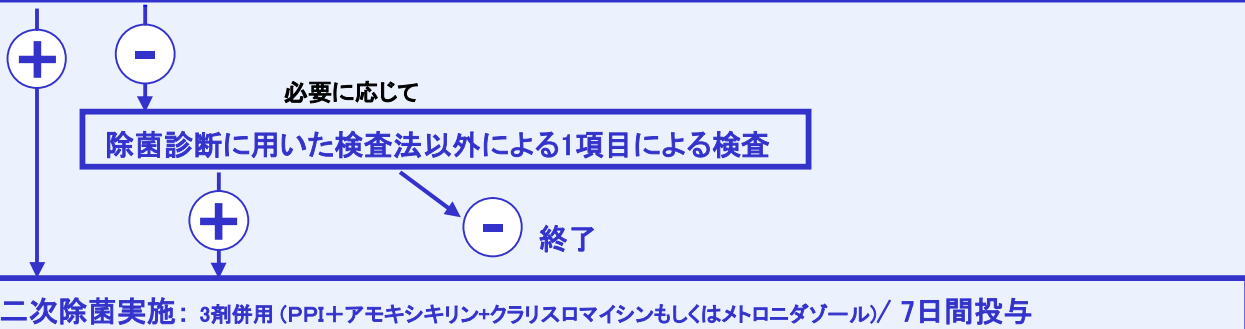
④と⑤

④と⑥

⑤と⑥の組み合わせで検査実施に限り主たる2つを算定可能

・抗体検査については除菌終了後6か月以上経過、かつ除菌前の抗体価との定量的比較が必要

・静菌作用を有する薬剤中止または終了後2週間以上経過



注: 再除菌および再除菌後判定費用は1回のみ算定可能